

グローバル会計基準の覇権争いは終わったのか

石川 雅之

1. はじめに

グローバルスタンダードの観点から見ると、1990年代は会計基準の国際的ハーモナイゼーションの時代、2000年代はコンバージェンスの時代といえるかもしれない。そうであるとする、次の2010年代はアドプションの時代なのかもしれない。実際、2010年代の終わりにはIFRSの勢いはかなりのものであった。とはいえ、いまだIFRS¹がグローバルスタンダードとしてその地位を確立したというわけではない。

IFRSがグローバル会計基準としての位置づけを確固たるものとするには、米国での適用と日本での適用が必要である。ただ、日本も米国もいつ強制適用を開始するかを決定するだけであって、強制適用の開始は時間の問題とみられていた。ということは、グローバル会計基準の覇権はIFRSの設定主体であるIASBの手に落ちたも同然と考えられていたといってもよいであろう。ところが、最近になってそのような見方は変わってきた。最近では日米におけるIFRSの強制適用はないだろうという見方も強まってきているように思われる。

金融庁がIFRSによる財務諸表作成の容認について方針を示したのは2009年6月のことであった²。当初金融庁は、一定の要件を満たす企業に対し2010年3月期の年度から国際会計基準による連結財務諸表の作成を容認するとともに、2012年を目途にIFRSの強制適用について判断するとの中間報告を発表した。そして、準備期間は少なくとも3年とし、2012年に判断した場合には2015年または2016年に適用を開始、合わせ、それまで認めていた米国基準による財務諸表の提出は2016年3月期までとしていた。

ところが、2011年6月21日、閣議終了後の記者会見で自見庄三郎金融担当大臣は、IFRSの適用の方針について「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5~7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」との見解を表明したのである³。

それまではIFRSの導入は時間の問題であり、海外に上場していない企業であってもいずれIFRSによる財務諸表の作成が求められるはずであり、その流れが後退することはありえないものとみられていた。しかし、自見大臣のこの発言を機に、IFRSそのものを日本の会計基準として採用する強制適用が延期になる可能性と延期ないし中止に対する産業界の期待が一気に高まった。

自見大臣がこのような発言をするに至った背景の一つには、IFRS 強制適用に対する産業界からの慎重論があったことが推察される。実際、トヨタ自動車や日立製作所、三菱電機など製造業を中心とする 21 社が 2011 年 5 月 25 日付で金融庁長官宛てに IFRS 導入に対する慎重な姿勢を求める意見書を提出している⁴。

もう一つの、そしてより大きな要因は、米国が IFRS の強制適用延期を発表したことである。SEC は 2008 年 8 月に米国企業に対する IFRS の強制適用に関するロードマップ案公表の決議をした旨を発表し⁵、11 月にロードマップを公表した⁶。そこでは、米国国内の登録企業に対して IFRS を強制適用するかどうかについて、一定の判断基準に照らして 2011 年に最終決定するということと、IFRS の強制適用を最終的に決定した場合には、2014 年から段階的に適用するということ、さらに一定の要件を満たしている企業については 2009 年 12 月 15 日以降の会計期間から任意適用を前倒して認めるということを示していた。だが、SEC は 2010 年 2 月 24 日、IFRS の米国企業への適用に関するワークプランを完成することをスタッフに指示し、IFRS 強制適用のスケジュールの見直しを示唆するとともに、2015 年までに任意適用を開始する可能性を残しつつも 2009 年 12 月 15 日以降に始まる会計期間についての任意適用については撤回する考えを示した⁷。これは、SEC による IFRS 採用の延期と捉えられている。

これ以降日本国内では IFRS 強制適用に関する議論が沈静化してきているように思われる。また、2012 年 7 月に SEC はワークプランの最終報告を公表したが、IFRS 適用の方針や方法、時期などについての最終的な結論を示さなかったこともあって⁸、米国も IFRS に対して消極的な姿勢を示していると捉えられたようである。

しかし、日本も米国もグローバルな会計基準としての IFRS の受け入れに対して再検討に転じたと捉えてよいのであろうか。確かに日本では、IFRS の強制適用はないだろうという見方をする人も増えたようではある。実際、ある調査では自見大臣の発言の影響で IFRS 導入の速度が遅くなっているという結果が得られている⁹。では、米国も IFRS の受け入れから転進したのであろうか。

かつて、日本が IFRS による財務諸表を受け入れるまでの過程が国際会計基準戦争として描かれたことがある¹⁰。つまり、国際会計基準を受け入れるか否かの争いということであるが、「国際会計基準戦争」にはもう一つの側面がある。それは、国際的な会計ルール作りにおける覇権争いとして捉えることができるであろう。この戦争については、IFRS を受け入れる国が圧倒的に増加し、国際会計基準戦争は IASB の勝利に終わったかのように思われるかもしれない。だが、国際的な会計ルール作りにおける覇権争いは IASB と米国との間でいまだに継続中というべきなのではないだろうか。

2. IFRS はどのようにして国際的な会計基準となりえたのか

周知のとおり、IASB の前身である IASC は 1973 年に国際会計士連盟に所属する 9 カ国の職業会計士団体によって設定されたものである。IASC の目的は当初から国際的に通用する会計

基準の作成にあったが、IAS は実のところ各国の会計基準の寄せ集めというべき性格のものであり、現実の会計基準として機能するには不十分であったというべきであろう。実際、1980年代半ばまでのIASの基本的な考え方は「会計基準の国際的な調和化」を推進することであった。したがって、IASが行ったことは、各国の会計基準の調和化を図るためにさまざまな会計基準を織り込むこととならざるをえなかったわけである。その結果作成された会計基準は多くの代替的な会計処理を認めるものとなり、したがって、誰もが理解できる財務諸表をもたらすものとはなりえなかったわけである。

IASが転機を迎えたのは、1987年に証券監督者国際機構（IOSCO）がIASCの諮問グループとして参加した頃である。IOSCOは当時のIASは国際市場で資金調達を行う際に必要な財務諸表を作成するにさいして従うべき会計基準たりえないと判断した。だがその一方で、IASが各国会計基準の寄せ集めから脱却して、比較可能な財務諸表をもたらすものとなった場合には国際的な会計基準として認めるとして、IASCに課題を与えたのであった。これを受けてIASCは比較可能性プロジェクトを発足させ、各国の会計基準の併記から一歩前進し、会計処理を可能なかぎり一つに統一することにより国際的企業間比較を可能とする会計基準の作成を目指したのである。そして、1989年1月に公開草案としてE32「財務諸表の比較可能性」を公表し、IASの改訂作業に着手した。その後6年間にわたって比較可能性改善プロジェクトの作業は行われ、1993年11月に比較可能性改善プロジェクトは一応の完成を見た。だが、翌年IOSCOが下した評価は厳しいものであった。IOSCOはさらなる課題として、比較可能性プロジェクトで取り扱われた項目以外に必要な項目を列挙した30のコアスタンダードを公表した。IOSCOはIASCがコアスタンダードを完成すれば国際会計基準をクロスボーダーな資金調達の際に用いる基準として承認することを検討するとしたのである。IASは1997年、コアスタンダード完成後のIASCの新たな役割を各国の基準の追認からもっと積極的に規範となるものを作成することに求め、戦略作業部会を発足させた。戦略作業部会は翌1998年に『IASCの将来像』¹¹を公表し、組織改革を行うことを提案し、それを受けてIASBが発足することになる。

そして、2000年5月、IASCコアスタンダードの評価を終えたIOSCOは、外国企業が多国間での資金調達の際に国際会計基準による財務諸表を用いることをメンバー国の規制当局に受け入れるよう勧告し¹²、ここに実質的に機能しうる国際会計基準が誕生したのである。この翌月、EUは「財務報告戦略」を公表し、EUが域内上場企業にIASを義務付ける方針を発表した¹³。

「財務報告戦略」では、まず2005年までにEU内で財務報告の比較可能性を確保すること、そのさい国際的に認められる基準として国際会計基準と米国GAAPがあるが、米国GAAPは詳細すぎるし、その形成にEUは関与できるわけでもないことから国際会計基準を採用するのだ、ということが述べられていた。

この時点では、国際的に通用する会計基準の第一候補は米国会計基準であったし、EUが域内上場企業にIASを義務付けるという考えはあくまで方針にすぎなかった。IASはまだ実際には使われていない会計基準であり、国際的な会計基準の候補にすぎなかったといえるかもしれない。EUが域内上場企業にIASを義務付ける方針を発表した当時は域内上場企業へのIAS

義務付けという方針はそれほど注目を浴びたわけではなかった。まだ方針の表明にすぎなかったからなのか、あるいは重要なことは人事にありと見られていたのかもしれない。

その後 EU では 2001 年 6 月に、欧州内で国際会計基準の適用に関する技術的・専門的支援を行い IASB にコミットするとともに EU 内で国際会計基準の開発に関する調整を行うための専門集団として、欧州内の証券・会計に係わるさまざまなグループからなる欧州財務報告助言グループ (European Financial Reporting Advisory Group = EFRAG) を創設した。また、国際会計基準の実務適用に関する指針として、2002 年 4 月には FEE がディスカッション・ペーパーを公表するなど¹⁴、IAS の導入に向けた動きが加速していった。そして、2002 年 6 月に、EU が域内上場企業に IAS を義務付けることを正式に決定した¹⁵。

IASB が IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」の公開草案を公表したのはこの翌月、2002 年 7 月 31 日であった。正式に IFRS 第 1 号となったのは 2003 年 6 月で、2004 年 1 月 1 日以降に始まる期間の財務諸表に適用されることとなった。コアスタンダード完成以降の実質的な最初の基準案といえる IFRS 第 2 号「株式報酬」の公開草案の公表が 2002 年 11 月であるから、2002 年当時は IFRS はまだ未熟な基準であったということになる。

したがって、2002 年初めの段階では、国際的な会計基準の最有力候補としては米国基準以外に考えられなかったといつてよいであろう。ところが、2001 年 12 月 2 日、エンロン社が破産法の適用を申請し倒産、これをきっかけとする会計スキャンダルは米国の企業会計や会計基準の世界的位置づけを一変させることとなった。会計スキャンダル問題は議会ででもとりあげられたが、上院の委員会で証言した IASB チェアマンの David Tweedie は、米国の GAAP は複雑すぎるということを指摘するとともに、IAS であれば会計スキャンダルは起こらなかったであろうということ述べたのであった¹⁶。

この後会計スキャンダル問題は一旦沈静化したものの、2002 年 6 月にワールドコムが倒産し、再び会計スキャンダル問題に火がつくと再び米 GAAP が非難され、一連の会計スキャンダルの結果を受けて 7 月には「2002 年企業改革法」(Sarbanes-Oxley Act of 2002) が制定されることとなった。この会計スキャンダルにより、米 GAAP の権威は失墜、米国内からも叩かれる事態となったのであるが、この時点で国際的な会計基準の第一候補は IFRS に入れ替わったと考えてよいと思う。

そして企業改革法成立のおよそ 3 か月後の、2002 年 10 月 29 日ノーウォーク合意が公表されたのであるが¹⁷、これによって IASB の会計基準が国際的な会計基準としての地位を固めることとなったといえるであろう。このことはある種の衝撃を与えるものであった。というのも、自国の会計基準が世界一と自負する米国が後発の IFRS と歩調を合わせるはずはないと考えられていたからである。

EU の IFRS 採用により、EU 域内で資金を調達する日本企業も 2005 年からは IFRS による連結財務諸表作成が義務付けられることとなり、いわゆる「2005 年問題」が注目を集めることとなるのであるが、当初日本では、実際には日本基準による財務諸表を多少修正すれば通用するであろうという考え方が支配的であったように思う。それは、米国が IFRS に歩み寄るよう

表 米国会計とIFRS関連の主な動き（SECワークプラン最終報告まで）

1973年 6月	IASC設立
1987年 6月	証券監督者国際機構（IOSCO）がIASCの諮問グループとして参加
1993年 8月	IOSCO、IASCにコアスタンダードを指示
1994年 6月	IOSCO、IASCの比較可能性プロジェクトに厳しい評価
1998年12月	IASCの将来像を公表
2000年 6月	EC、EU域内上場企業の連結財務諸表にIFRSを強制適用するイニシアティブ発表
2001年 4月	IASBに改組
2001年 7月	ASBJ設立
2001年12月	エンロン破綻
2002年 2月	D. Tweedie米議会で米国会計基準の規則主義の問題点を指摘
2002年10月	IASBとFASB、コンバージェンスに合意（ノーワーク合意）
2005年 1月	EU、域外国の会計基準の同等性評価開始 EU、域内上場企業の連結財務諸表にIFRS適用
2005年 1月	ASBJとIASB、コンバージェンスに合意
2006年 2月	FASBとIASB、コンバージェンスについてMOU締結2006年
2006年 7月	企業会計審議会、「会計基準の国際的なコンバージェンスについて」公表（コンバージェンスへの積極的対応表明）
2007年 8月	ASBJとIASB「東京合意」発表（2008年末までに重要な差異26項目、その他を2011年6月末までに解消）
2008年 9月	IASBとFASB、コンバージェンスについてのMOU改定
2008年10月	企業会計審議会 企画調整部会でIFRS適用についての議論開始
2008年11月	SEC、IFRS適用に向けたロードマップ案公表
2009年 1月	EU、域外上場企業に対して、IFRSまたは同等の基準適用を義務付け
2009年 6月	企業会計審議会、「わが国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」公表
2010年 2月	SEC、ワークプラン公表。早期適用撤回
2010年10月	SEC、「プログレスレポート」公表 IFRSが財務報告として有用かどうか考察
2011年 5月	SEC、スタッフペーパー公表 コンドースメント・アプローチという概念打ち出す
2011年 5月	産業界「我が国のIFRS対応に関する要望」提出
2011年 6月	自見金融担当大臣発言
2011年11月	SEC、2つのスタッフペーパー「米国基準とIFRSの比較」「実務におけるIFRSの分析」を公表
2012年 7月	SEC、ワークプラン・最終報告書を公表。

なことはないであろうから、IFRS がそれほど世界的に力をもつことはないだろうと見ていたからにはかならない。世界一の会計基準を擁する米国は、EU 域内上場企業に対する IFRS による連結財務諸表作成義務については、米国基準による EU 域内上場を認めさせることによって解決するであろうというのが大方の見方であり、日本も同様の手法でいけばよいと思われていた。

だが、この頃から世界の多くの国が、IFRS 受け入れの方針を固めていったのであった。たとえば、オーストラリア、南アフリカが 2005 年から IFRS を適用することを決定、ニュージーランドも 2007 年から適用とし、カナダも 2006 年 1 月に、2011 年を目標に IFRS へ移行する戦略計画を採択した。中国も 2006 年 2 月に多少カーブアウトした中国版 IFRS を公表し、2007 年から適用を開始した。2007 年には韓国が IFRS 採用へのロードマップを公表するとともに

韓国語版 IFRS を公表した。このようにある国は IFRS とのコンバージェンスを選び、ある国は IFRS のアドプションを選択した。知ってのとおり、日本はコンバージェンスを選び、2007年8月8日には東京合意を結んだのである。この頃にはすでに IFRS は世界基準としての地位を固めていたのである。

また、2007年7月には、SEC は IASB が公表する IFRS に完全に準拠している場合、米国会計基準への調整表作成を不要とする規則改正案を公表した。そして、12月には最終規則を公表し、米国での IFRS 受け入れが実現することとなったのである¹⁸。

コンバージェンスが終了すれば、各国の会計基準と IFRS との差異がなくなるのであるから、実質的にアドプションに近いかたちとなるわけであり、あとは、各国の企業に IFRS 採用を強制適用するか否かという問題に行き着くことになる。米国も外国企業に対して IFRS による財務諸表を修正なしで受け入れることとしたのであるから、内国企業に対して IFRS による財務諸表を認めること、さらには全上場企業についていつから IFRS の適用を強制するかが残された問題とみられていた。こうして、IFRS はグローバルに受け入れられた基準となったわけである。

3. IFRS に対する SEC のスタンス

IFRS は 2008 年頃には唯一のグローバルに受け入れられる唯一の会計基準とみられるようになっていた。その頃の日本での関心は、いつ米国は IFRS を全上場企業に強制するのか、日本も IFRS の全上場企業への強制を決定しなければならないのかということであった。関心というよりはむしろ戦々恐々といったほうがよいかもしい。だが、米国が IFRS 強制適用のスケジュールの見直しを示唆した頃から IFRS に対する関心は変化したように思われる。

そもそも SEC が IFRS に対してどのようなスタンスをとろうとしているのかは、公表された文書や関係者のスピーチ等を通じて推測するしかない。どのようなスタンスをとるのかは全体の戦略にも関係することであるから、SEC がそのことについて名言するはずもなければ、その必要もないからである。一部には 2010 年 2 月に米国が IFRS 強制適用のスケジュールの見直しを示唆したあたりから、米国の IFRS へのスタンスに変化が生じてきたと捉える向きもあるようである。そこで、SEC の最近の報告書を手掛かりに、IFRS に対する SEC のスタンスがどのように変わってきているのかを整理することとしよう。

(1) 2010 年 2 月 24 日 SEC が IFRS 適用延期を発表

SEC は 2010 年 2 月 24 日、米国上場企業へ IFRS の適用を 2015 年以降にすると発表した。SEC が 2008 年 11 月に発表したロードマップ案¹⁹ では、IFRS の適用の可否を 2011 年に正式決定し、適用する場合は 2014 年から段階的に進めるとしていた。ところが、2010 年 2 月の声明では、適用可否を 2011 年に決めるという予定自体は変えなかったものの、強制適用を 2015

年以降に先延ばしするとともに、2009年12月以降に始まる会計期間から米国企業について認めていたIFRSの早期適用認可も撤回した。同時にSECが主体となってIFRS適用の判断に向けたワークプランを策定し、IFRSの米国への取り込み方に関する具体的な検討を開始するとしたのである。

ワークプランは①米国内報告制度としてのIFRSの開発および適用の十分性、②基準開発の独立性、③IFRSについての投資家の理解とIFRSの教育、④会計基準変更によって生じる規制を取り巻く状況の検証、⑤企業へのさまざまな影響、⑥人的資源の整備の6項目からなるもので、米国の公開企業に適用される財務報告システムをIFRSを組み込んだものに移行すべきか否か、移行するとすればいつか、またどのように移行すべきかについてSECが判断するうえで、関連する具体的な領域と要因について検討することを目的としている。

この声明が米国におけるIFRS導入の決断を遅らせるものであることはまちがいないのであるが、IFRS導入に対して後ろ向きの姿勢に転じたものといつてもよいのかは疑問に思う。実際、この報告書では米国基準とIFRSとのコンバージェンスを推進するというスタンスを崩しているわけではない。

(2) 2010年10月29日 SEC ワークプランプロジェクトの中間報告を公表

SECは2010年10月29日、ワークプランプロジェクトの中間報告を公表した²⁰。この中間報告でもIFRS適用の判断に関するような評価はなされていない。2月の時点で課題とした6項目について明らかになったことを記述しているだけである。その6項目のうちの最初の2つはIFRSそのものルール設定に関する検討事項であり、残りの4つは移行に関する検討事項であるが、中間報告では1と2に多くのページを割いている。

この報告書について注目すべき点があるとすれば、アドプションという用語を使用せず、代わりにインコーポレーションという用語を使用するようになった点である。そして、各国のIFRS適用のアプローチについて調査した結果として、EUは「エンドースメント」であり、中国は「コンバージェンス」であると述べている。エンドースメントはIFRSを各国で採用するために承認手続を設定する方法であり、コンバージェンスはIFRSを直接採用することはせずに、各国の会計基準をIFRSに近づけるというものである。この方法では規制当局は自国の会計基準を保持でき、自国の利益を守ることができるが絶えずIFRSに近づけるよう努力を続ける必要があるとだけ述べている。

(3) 2011年5月26日 SEC がスタッフペーパー「IFRS取り込みの方法に関する探索」を公表

2011年5月26日、SECは米国公開企業の財務報告制度へのIFRS導入を検討するためのワークプランの一環として、IFRSの導入方法に関するスタッフペーパーを公表した²¹。このス

スタッフペーパーは、ワークプランの一環として、米国の財務報告システムへ IFRS を組み込む方法の選択肢の一つを説明したものである。

この報告書によれば、IASB が公表した基準を完全にそのままのかたちで用いるアドプションは、IASB が公表した IFRS からの乖離がない反面、規制当局が IASB に依存するかたちとなり、この方法を採用している国はほとんどない。実際には世界各国が IFRS を導入するにさいしては各国は何らかの組み込みプロセスを経て IFRS を採用しており、その方法は大きく分ければコンバージェンス・アプローチとエンドースメント・アプローチの2つである。前者は自国の会計基準を時間をかけて IFRS に近づけていくもので、中国はこの方法をとっている。後者は個々の IFRS について承認プロセスを経て自国の会計基準に組み込むもので、EU がこの方法をとっている。

スタッフペーパーは、コンドースメント・アプローチなるものを提示しているが、コンドースメント・アプローチとは、コンバージェンス・アプローチとエンドースメント・アプローチを組み合わせたようなもので、コンドースメントというのは SEC のスタッフによる造語である²²。

このアプローチでは、特定の時期に IFRS すべてを一度に取り込んで IFRS に移行するのではなく、一定の移行期間を通じて米国会計基準を順次改訂して IFRS との差異をなくし、その後は新たな IFRS を米国基準に組み込む際に、FASB が IFRS 規定の修正・追加の権限を有しながら、承認プロセスを通じて IFRS を米国基準に組み込むというものである。

スタッフペーパーでは、さらに IFRS 移行後の SEC や FASB の役割にも言及しており、FASB は米国基準の開発・改訂に注力するよりも、IFRS の開発により重きをおくべきであるとしている。なお、このアプローチでは、移行期間として5年～7年が想定されており、仮に移行期間を5年とした場合には、IFRS への移行は早くても2016年か2017年、移行期間を7年とすれば2018年か2019年ということになるので、2008年のロードマップに示されていた2014年から段階的に適用という当初の予定より大幅に遅れることになる。ただし、このことをもって米国は IFRS 移行に後ろ向きな姿勢に転じたとか、IFRS の強制適用をやめたと断じることは不適切である。

(4) 2011年11月16日 SEC がスタッフペーパー「米国基準と IFRS の比較」「実務における IFRS の分析」を公表

SEC は2011年11月16日、IFRS 適用の判断に向けたワークプランの一環として2つのスタッフペーパーを公表した²³。一つは「IFRS 適用の分析」と題するもので、IFRS を適用している183社の財務諸表を分析したものである。もう一つは「米国会計基準と IFRS の比較」と題するもので、米国の会計基準と IFRS のフレームワーク間の差異をまとめたものである。

「IFRS 適用の分析」では、IFRS に基づく会計方針を明確に説明していない企業があることや会計方針の開示が十分でないものがあるほか、用語の利用が IFRS の内容と矛盾するもの、

自国の会計基準をガイドラインとしていると思われるものなどがあり、企業の取引内容がどのように財務諸表に反映されているのか理解困難なものも見受けられたとしている。また、IFRS に準拠した会計処理が行われているのか疑わしいケースもあったが、重大な逸脱かどうかを判断するだけの情報はなかったとしている。

IFRS が原則主義で細則を定めないため、それぞれの国の基準設定者が示すガイドラインや解釈や慣習として企業がこれまで行ってきたものに頼っているため、同一の国の企業同士については比較可能性を損なう多様性が少なくなる反面、世界的なレベルでは比較可能性は低下させる可能性があるという指摘している。

「米国会計基準と IFRS の比較」では、米国会計基準と IFRS の規定が相違する領域の特定が行われ、米国会計基準は IFRS よりも詳細かつ具体的な規定を含んでいること、IFRS は全業種の取引に適用される広範な会計処理の原則をもっているものの、具体的な指針が限定されていることをしきしている。

この2つのスタッフペーパーも米国の財務報告制度に IFRS を組み込むべきか否かに関する評価は行っていない。あくまで、SEC が IFRS 適用に関する意思決定を行うための参考情報であるという立場をとっているものといえる。

(5) 2012年7月13日 SEC が IFRS ワークプランに関する最終報告書を公表

SEC は 2012年7月13日、IFRS 適用に関するワークプランの最終報告書を公表した²⁴。この報告書は、これまでのワークプランを通じてスタッフが学んだことを要約したものであって、米国の財務報告制度に IFRS を導入するべきか、導入する場合にはどのように行うべきかに関して提言するものではない。その問題については SEC が引き続き分析および検討を行っていくべきという立場をとっている。

ただ、ワークプランの実施に当たり、スタッフは、どのような方法で IFRS が米国財務報告システムに組み込まれうるかについてさまざまな選択肢を検討した結果、スタッフは、IFRS を権威あるものとして米国発行者に利用させる選択肢は、米国においてはほとんど支持されていないことを認識した。そして、他の IFRS 導入方法を探索することが実質的な支持を得られると認識しワークプランを進めたという。

スタッフの調査結果は、IFRS の開発、解釈に関するプロセス、IASB による各国会計基準設定機関の利用、グローバルな適用と強制、IASB のガバナンス、投資家の理解という7つの項目に要約されている。IFRS の開発については、IASB の基準書は概して高品質であるものの、開発が不十分な領域も残されている。市場関係者は米国基準よりも IFRS のほうが不備な点が多いと考えている。解釈に関するプロセスについては、基準の十分メンテナンスには適時かつ適切な解釈指針を提供することが不可欠であるが、この点については最近の組織変更により対処できるかもしれないが、今のところは明らかではない。IASB による各国会計基準設定機関の利用に関しては、IASB は各国の会計基準設定機関と情報や意見交換を行っているが、各国

の会計基準設定機関にもっと依存することを検討するべきである。グローバルな適用と強制に関しては、単一の高品質で世界的に認められた会計基準が有用であるためには首尾一貫した適用が必要であるが、IFRS が国際的に同じように適用されるためにはまだ改善の余地がある。IASB のガバナンスについては、IASB は特定の資本市場に重きをおいた基準の開発を行えないため、米国の資本市場を保護するための仕組みが必要である。資金調達状況については、民間の非営利組織である IFRS 財団は資金調達メカニズムを有しているとはいえ、大手会計事務所からの拠出に引き続き依存していることに懸念がある。投資家の理解については、SEC スタッフは、会計基準の開発と利用に関する投資家の関与と教育をどのように改善するかについて今後検討していくつもりである。

最終報告でありながら、米国企業への IFRS 適用の方針や方法、時期などについての最終的な結論を示す記述がないことを惜しむ声もあるが²⁵、最終的な結論を示す記述がないからといって米国が IFRS 導入について消極的であると捉えることはできない²⁶。上に見たこれまでの SEC の公表した文書を見るかぎり、むしろ、IFRS 導入への着実なステップを踏み出しているという解釈だって可能である。IFRS 導入に向けて真剣に取り組んでいるからこそ、時間がかかるようになっていとも考えられるからである。

4. 米国は路線転換したのか

日本にも IFRS 導入について積極論者と消極論者がいるように、米国にも積極論者もいれば消極論者もいると考えてよいであろう。このことは SEC の内部にもあてはまるのかもしれない。もしも、SEC 内部に IFRS 導入について異なる意見をもつものがあるとしたら、どのような立場のものがどのような考えをもっているかによって、SEC の動きが左右されることもありうるであろう。

たとえば、Christopher Cox 前 SEC 委員長は IFRS 積極論者として知られている。実際、Cox 前委員長の時代には IFRS 導入に向けた動きは活発であったといえるのではないだろうか。それに対して現委員長である Mary Schapiro は消極論者であるかどうか定かではないが、少なくとも積極論者であるようには思えない。むしろ、IFRS 導入慎重派といえるかもしれない。

2009 年 1 月に大統領が共和党の George Bush から民主党の Barack Obama に代わり、SEC の委員長も Christopher Cox から Mary Schapiro に交代した。このことが IFRS 強制適用に関する意思決定に何らかの影響を与えることも考えられる。実際 SEC 前委員長の Christopher Cox が IFRS の導入に対して積極的であったのに対して、Mary Schapiro 委員長は IFRS に関してほとんど発言していないことが指摘されている²⁷。また、2009 年 1 月 20 日の SEC 委員長就任に先立つ 1 月 15 日に行われた上院の銀行住宅都市問題委員会の公聴会に次期 SEC 委員長就任予定者として招かれた Schapiro は IFRS に関して、IFRS は米国基準ほど細かく規定されておらず、解釈の余地が大きいことや、米国基準から IFRS に移行するには一企業あたり 3200

万ドルという膨大なコストがかかるということを懸念しているということと、既に発表されたロードマップに縛られず再検討したいということを述べている²⁸。

この時期には、コミッショナーの1人はIFRS推進派といえる Kathleen Casey であった。Casey は 2011 年 6 月の講演で、IFRS を推進しないことのリスクはあまりにも大きすぎ、もはや米国は IFRS 導入に関する意思決定を先延ばしすべきでないと述べていた²⁹。もっとも Casey の任期は 2011 年 8 月で終わっている。また、IFRS 導入に関して積極的であったとみられるチーフ・アカウントであった James Kroeker が 2012 年 7 月に SEC を退任している。比較的、最近 IFRS 導入に関して発言している SEC のスタッフとしては、コミッショナーの Elisse Walter くらいかもしれない。Elisse Walter は FAF の席上で、IFRS の導入に関する決定はいかなるものであれ、新たに公表される IFRS の基準を FASB が是認するものでなければならないという見解を披露している³⁰。

こうしてみると、IFRS 導入に関して積極的であったスタッフが現在少なくなっているように思われる。ただし、このことが IFRS に対する SEC の距離感を変えたかどうかは実際のところ明らかではない。

たしかに IFRS 導入に関する決定が当初の予定よりも遅くはなっている。SEC は 2011 年 5 月のスタッフペーパーで、IFRS の一部の基準についてはそれを承認して導入するエンドースメントと、その他の基準については徐々に近づけていくコンバージェンスを組み合わせたコンドースメント・アプローチを発表し、5～7 年の準備期間をおくとした。これはある意味では路線転換といえるかもしれない。しかし、IFRS の強制適用の開始時期が遅くなったということと IFRS の強制適用の可能性は極めて低くなったということはまったく別物であるということに注意が必要である。米 IFRS 導入に関する決定の遅れをもって国における IFRS の強制適用の可能性がなくなったと考えるのは早計である。

5. IFRS を採用することの意味

IFRS の導入といっても、国内基準と IFRS とのコンバージェンスを進める、IFRS による財務諸表を受け入れる、全上場企業への IFRS の強制適用などいくつかのかたちがありうる。今、問題となっている IFRS の導入は IFRS の強制適用である。ただし、強制適用にも全上場企業への強制適用だけでなく、海外で資金調達する企業に対してのみの強制も考えられる。時々日本では、海外で資金調達する企業に対しては IFRS を適用するとしても、国内だけで資金調達のまにあう企業にまで IFRS を強制する必要はないのではないか、という声も聞かれる。だが、そのようなあり方は二重基準を求めることになり、不適切といわざるをえない。

そもそも、なにゆえ会計においてグローバル基準が求められるかということ、市場ごとに異なる基準の存在が不都合と感じられているからであろう。IFRS は高品質でグローバルな会計基準を謳っているが、高品質でグローバルな会計基準の有用性は多くの人が認めるところである。かつては、会計基準のためのロビーイングといわれたように、財務諸表の作成者側のニーズへ

の配慮が会計基準の設定において重要事項であったが、今日では財務諸表の主たる利用者である投資家側のニーズが前面に押し出されている。投資家側のニーズにかなうものが高品質でグローバルな会計基準であることはまちがいない。

だが、高品質でグローバルな会計基準の有用性は多くの人が認めると思われるが、それがIFRSであるとはかぎらない。現在のIFRSの受け入れに対して反対の意見が強い一つの理由は、IFRSが高品質でグローバルな会計基準を謳ってはいるものの、それが高品質であるとは感じていない人が少なからずいるからであろう。高品質とはどのようなものをいうのかが明らかにされないままに、IFRSがグローバルスタンダード化していることに抵抗を感じる人は多いはずだ。

しかし、世界はグローバルスタンダードを求めて動いており、IFRSはグローバルスタンダード（に近いもの）として機能し始めている。それでも、単純にIFRSが世界基準としての地位を確立したと捉えるべきではない。真のグローバルスタンダードとなるためには、世界で最大の市場である米国で受け入れられる必要がある。米国で受け入れられないかぎりは準グローバルスタンダードの地位に甘んじなければならない。

だが、米国にとってもグローバルスタンダードが必要なことはまちがいないし、国際的に通用し始めているものとしてIFRSを意識しないわけにはいかない。国内市場が収縮を続ける中で、海外への依存度はこれからますます高くなっていくことは明らかである。そのような状況の中で、IFRSを採用することは、たとえ導入時に企業のコストになったとしても、長期的な視野に立って一国の経済への影響を考えた場合には必要なことかもしれない。

とはいえ、自国の会計基準こそが世界一と考えてきた米国にとってIFRSの導入は2つの面で受け入れがたいものがある。一つは、会計基準の覇権の問題である。今日のままIFRSを受け入れてしまえば、米国は国際的な会計基準設定における覇権を失うことになりかねない。競争というのはルールに従って行うものではあるが、競争が始まるのはルールができてからではなく、ルールを作る段階から始まるものである。経済に関するルールの一つである会計基準においてもそれは同じことである。競争によって支えられる現代資本主義経済において、会計基準設定における覇権を握るか失うかは非常に大きな問題である。

もう一つは、現在のIFRSがアバウトすぎるということである。すなわち、原則主義を基本とするIFRSが米国に適合するの疑問であるとともに、財務諸表作成者にも不安を与えることとなろう。ただし、EUではすでにIFRSが採用されて久しいわけであり、IFRSが会計基準として機能していることは明らかである。もっとも、原則主義がどれだけ比較可能性をもたらすのか定かではないし、IFRSを解釈するうえでは、2011年11月16日のSECスタッフペーパー「実務におけるIFRSの分析」に示されているように、各国独自の会計基準がベースになっていることが推測される。

だが、すでにIFRSが現実に用いられていることはまぎれもない事実であるとともに、IFRSがグローバルスタンダードに最も近い場所にいることも否めない。そうした状況の中で米国がとりうる道はどのようなものであろうか。

一つの方法は、IFRSの棄却つまり米国独自の基準で行くと宣言することである。ただし、これは非現実的である。そもそも、米国自身がIASBのメンバーである以上、IFRSの作成については何がしかの責任を有しているはずである。IFRSを捨て去るのであれば、まずIASBから離脱しなければならない。だが、そうなると、米国外の企業に対して、グローバルな会計基準として米国基準かIFRSを選択させることになり、世界的な会計基準の覇権を握るといふ、最も大事なことがなされないことになってしまう。

とすれば、米国がとりうるもう一つの方法として、IFRSを飲み込むこと、すなわち米国基準がIFRSに歩み寄って同一化するのではなく、IFRSを米国基準のほうに歩み寄らせて同一化し、IFRSとして世界的に受け入れられるようにするという方法が有力なものということになるであろう。

今後米国は、米国規定がIFRSに反しないかたちに変えていくであろう。もちろんIFRSをできうるかぎり米国基準に近づけながらである。そして、米国規定がIFRSに反しないかたちになった場合には、米国規定に従っているかぎりは、IFRSにも準拠しているといえることになる。ただ、IFRSは原則主義であり、米国は規則主義である。米国は、米国内に上場する企業については、IFRSに準拠し、かつIFRSの具体的適用については米国基準やその解釈指針等に従うことを求めればよいのである³¹。もちろん、そうしたからといって米国に上場していない企業、する気もない企業は米国基準を参照する必要はない。それでも、実質的なIFRSの解釈指針として影響力をもつことになるであろう。それは、米国基準も満たし、かつIFRSにも従っているほうが比較可能性の面ですぐれたものとなる可能性が高いからである。

すでに米国は5~7年をかけて米国基準を段階的にIFRSに近づけていくことを公表しているが、このことはIFRS導入の最終的段階を見越しての方針のように思われてしかたがない。つまり、IFRS導入を決めたら一度にIFRSに切り替えるビッグバン方式ではなく、時間をかけて徐々にIFRSを米国基準のほうに歩み寄らせて同一化し、そして米国基準をIFRSとして世界的に受け入れられるようにするという作戦である。この作戦が着実に遂行されているということを示す決定的なものはないが、米国がIFRSに対してどのように接するのかという中長期的な展望をもっていないはずがない。いずれ何らかの動きがあることはまちがいない。

米国の経済政策は民主党が政権をとるか、共和党が政権をとるかによって左右されることが多々あるのは事実であり、選挙結果や人選がSECの行動に影響を及ぼしうることも確かである。しかしながら、党派や人選を超えたところにグローバルスタンダード戦略というものがあるのではないだろうか。

6. おわりに

近年のSECを見るかぎりでは、IFRSの採用に向けた動きは鈍化しているように見受けられる。だが、IFRSの強制適用の開始時期が遅くなったということとIFRSの強制適用の可能性は極めて低くなったということはまったく別物であって、このことだけをもってして、米国に

における IFRS の強制適用の可能性がなくなったと考えることはできない。現在の SEC のスタッフを見るかぎり、IFRS 積極論者が少なくなったようにも思えるが、IFRS 導入に向けて着実に歩みを進めているようにも思える。

忘れてならないのは、競争はルール作りから始まるということである。だからこそ、グローバルスタンダードの覇権争いから米国が撤退するはずがない。ただし、米国基準か IFRS かという対立構造をとる必要はない。また、IFRS というすでに世界中に普及した基準があり、しかも米国自身もその作成側にかかわっているのである。こうしたことを考え合わせれば、米国にとって都合のよい方法は IFRS を迂回して実質的に会計基準の覇権を握るというやり方であろう。ただし、IFRS を迂回するかぎりは、完全に会計基準の覇権を握るというかたちにはならない。

国際会計基準戦争とは IFRS を受け入れるか否かという問題ではない。国際会計基準を誰が支配するのかという問題である。したがって、IFRS 採用への動きが停滞している状況を歓迎するのは戦略的な観点からすると非常に消極的である。IFRS 採用とした場合の日本企業の考え方はおおよそ固まっているとみてよいであろう。それは経団連の主張に代表される考え方である。経団連が主張するところは、IFRS の適用を上場企業の連結財務諸表に限定し、個別財務諸表や直接開示を行わない中小企業、上場企業の連結子会社に対しては、その影響を最小限に留めるというものである³²。上場企業でも、国内でしか資金調達しない企業については対象外とすべきだという声もあるようだが、そうした場合には一市場に二基準ということになってしまい、グローバルスタンダードを採用する意味がなくなってしまう。

ただ、問題点として IFRS は必ずしも良い会計基準ではなく、したがってそのようなものを国際的なデファクト・スタンダードとして受け入れざるをえない状況は好ましくない、という点は考慮を要する。たしかに、今日の IFRS を国際的に通用する IFRS として受け入れるのか、姿が変わった IFRS を受け入れるべきかという問題がある。今日の IFRS が高品質な会計基準といえるかどうかについては、疑問を呈する人は少ない。だが、その一方でグローバルに通用する会計基準のメリットは強く認識されている。そうであれば、良い会計基準を作ってそれを国際的なデファクト・スタンダードとするという姿勢のほうが前向きなのではないか。一時は IFRS 黒船論が優勢な時期もあったが³³、すでに IFRS を黒船として捉える時期は過ぎ去っている。そうであるならば、グローバルスタンダードの作成に積極的に参加したほうがよい。とすれば、グローバル会計基準の覇権争いは終わったのか、という問いに対する答えは否である。覇権争いはこれからも続く。ただし、これからは、覇権をとられないように、つねに相互に牽制することになるのではないだろうか。

注

- 1 近年では、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) が作成する国際財務報告基準書 (International Financial Reporting Standard : IFRS) およびその解釈指針並びに IASB の前身である国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee :

- IASC) が公表した国際会計基準 (International Accounting Standards : IAS) およびその解釈指針からなる会計基準の総称として国際財務報告基準 (IFRSs) と呼ぶことが多くなっているようであるが、本稿では総称としての国際財務報告基準について特に区別することなく IFRS と表記する。
- 2 金融庁企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」(2009年6月16日)。
 - 3 「自見内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要」金融庁ホームページ、<http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2011a/20110621-1.html>、「IFRS 適用に関する検討について」(2011年6月21日金融庁配付資料) <http://www.fsa.go.jp/common/conference/minister/2011a/20110621-1.pdf>。
 - 4 「我が国の IFRS 対応に関する要望」http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20110630/07.pdf
 - 5 Christopher Cox, “Proposing a Roadmap Toward IFRS,” (Speech by SEC Chairman), 2008. (http://www.sec.gov/news/speech/2008/spch082708cc_ifrs.htm.)
 - 6 Securities and Exchange Commission, Proposed Rule: Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers, 2008. (<http://www.sec.gov/rules/proposed/2008/33-8982.pdf>)
 - 7 Securities and Exchange Commission, “SEC Approves Statement on Global Accounting Standards” (<http://sec.gov/news/press/2010/2010-27.htm>), “Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards” (<http://sec.gov/rules/other/2010/33-9109.pdf>)
 - 8 Securities and Exchange Commission, “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers: Final Staff Report” May 26, 2011. (<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-final-report.pdf>)
 - 9 吉岡正道、徳前元信、大野智弘、野口教子「IFRS の導入に伴う懸念要因」『産業経理』第 72 巻第 4 号 (2012 年)。
 - 10 磯山友幸『国際会計基準戦争』2002 年、『国際会計基準戦争 完結編』2010 年、日経 BP 社。
 - 11 International Accounting Standards Committee, *Shaping IASC for the Future*, 1998.
 - 12 Michel Prada, “Opening Ceremony Remarks,” at 25th IOSCO Annual Conference at Sydney, 17 May 2000. https://www.iosco.org/library/annual_conferences/pdf/ac14-2.pdf
 - 13 Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, *EU Financial Reporting Strategy: the way forward*, 2000.
 - 14 Fédération des Experts Comptables Européens, *Discussion Paper on Enforcement of IFRS within Europe*, April 2002.
 - 15 Regulation (EC) 1606/2002.
 - 16 Statement of Sir David Tweedie, before the Committee on Banking, Housing and Urban Affairs of the United States Senate, February 14, 2002.
 - 17 FASB の事務所があるノーウォークで IASB との共同会議が行われたのは 9 月 18 日であるが、正式に公表されたのは、ロンドンでの IASB リエゾン国会議の翌日の 10 月 29 日であった。FASB and IASB, *Memorandum of Understanding*, 2002.

- 18 ただし、ここで、SEC が調整表なしで受け入れるとした IFRS は、IASB が公表した英語版の純粋な IFRS であり、EU で使用されている一部カーブアウトしたいわゆる EU 版 IFRS は対象外である。
- 19 Securities and Exchange Commission, *Roadmap for the Potential Use of Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards by U.S. Issuers*, Release No. 33-8982 (November 14, 2008)
- 20 Securities and Exchange Commission, *Progress Report on the Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers*, October 29, 2010 (<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/workplanprogress102910.pdf>)
- 21 Securities and Exchange Commission, *Staff Paper: Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers-Exploring a Possible Method of Incorporation*, May 26, 2011. (<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-052611.pdf>)
- 22 コンドースメントという造語は、SEC の次席アカウンタント、Paul A. Beswick によるもので、Beswick は 2010 年 12 月の AICPA の全米会議でコンドースメントに言及している。Paul A. Beswick, (Speech by SEC Staff) Remarks before the 2010 AICPA National Conference on Current SEC and PCAOB Developments, December 6, 2010 (http://www.sec.gov/news/speech/2010/spch120610_pab.htm)
- 23 Securities and Exchange Commission, *Staff Paper: A Comparison of U.S. GAAP and IFRS: Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers*, November 16, 2011 (<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-111611-gaap.pdf>) *Staff Paper: An Analysis of IFRS in Practice: Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers*. (<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-111611-practice.pdf>)
- 24 Securities and Exchange Commission, “Work Plan for the Consideration of Incorporating: Final Staff Report: Comparison of U.S. GAAP and IFRS,” July 13, 2012. (<http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-final-report.pdf>)
- 25 たとえば、<http://www.ifrs.org/Alerts/Governance/Documents/SECresponseJuly2012.pdf>
- 26 米国でも一般的には、SEC 報告書が IFRS の採用に関して意思表示をしなかったことをもって、「いまだ流動的」と捉えているように思える。たとえば、Ken Tysiac, “Still in flux: Future of IFRS in U.S. remains unclear after SEC report,” *Journal of Accountancy* September 2012.
- 27 杉本徳栄「シャピロ SEC 委員長の規制措置と IFRS 適用問題」『会計』第 182 巻第 4 号 (2012 年)。
- 28 Sarah Johnson, “Mary Schapiro Vows to Be Tough Enforcer,” *CFO. Com*, Jan. 15, 2009. この発言は Schapiro が正式に SEC 委員長に就任する以前の、次期 SEC 委員長に指名されてから 4 週間弱しかたっていない時期のものであるから、Schapiro の個人的な考えを述べたものであって、SEC 内の形成されていた意向を代弁したとは思えない。
- 29 Kathleen L. Casey, Speech by SEC Commissioner: Keynote Address at the Society of Corporate

Secretaries and Governance Professionals 65th Annual Conference, <http://www.sec.gov/news/speech/2011/spch062411klc.htm>

30 Elisse B. Walter, Speech by SEC Commissioner : Remarks Before the Financial Accounting Foundation's 2012 Annual Board of Trustees Dinner, <http://www.sec.gov/news/speech/2012/spch052212ebw.htm>

31 そうなれば、IFRS に従っているが米国基準には従っていない財務報告と IFRS に従っておりかつ米国基準にも従っている財務報告とが存在しうることになる。このことは特別なことではない。現時点でも IFRS の曖昧さゆえ、EU で用いられている IFRS に従っている財務報告も解釈指針としてはそれぞれの国の基準の影響を受けていると考えられるから、IFRS に従っている財務報告もその実質的な解釈指針によってタイプ分けが可能なはずである。その一つとして IFRS に従っておりかつ米国基準にも従っている財務報告が存在するにすぎないということになる。

32 日本経済団体連合会『国際会計基準（IFRS）の適用に関する早期検討を求める』2011年6月29日。

33 経済関連の雑誌記事では IFRS を黒船と捉えるものもあった。特集「IFRS（アイファース）襲来！国際会計基準への対応を急げ」『週刊ダイヤモンド』2009年07月18日号。